

## 会議録

### 平成 28 年第 1 回更別村議会臨時会

- 1 開催年月日 平成 28 年 1 月 21 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 1 月 21 日 10 時 00 分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8 名)  
議 長 松橋昌和 副議長 本多芳宏  
1 安村敏博 2 太田綱基 3 高木修一  
4 織田忠司 5 上田幸彦 6 村瀬泰伸
- 6 地方自治法第 121 条の規定による説明員  
村 長 西山 猛 副 村 長 森 稔宏  
教 育 長 荻原 正 代 表 監 査 委 員 笠原幸宏  
総 務 課 長 吉本正美 産 業 課 長 本内秀明  
住 民 生 活 課 長 宮永博和 保 健 福 祉 課 長 安部昭彦  
診 療 所 事 務 長 佐藤敬貴 教 育 次 長 新関 保
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜
- 8 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名議員指名の件
  - 日程第 2 議会運営委員長報告
  - 日程第 3 会期決定の件
  - 日程第 4 諸般の報告
  - 日程第 5 教育行政報告
  - 日程第 6 承認第 1 号 更別村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件
  - 日程第 7 承認第 2 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件
  - 日程第 8 議案第 1 号 更別行政区会館の指定管理者指定の件
  - 日程第 9 議案第 2 号 更別東行政区会館の指定管理者指定の件
  - 日程第 10 議案第 3 号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件
  - 日程第 11 議案第 4 号 旭行政区会館の指定管理者指定の件
  - 日程第 12 議案第 5 号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件

日程第13	議案第6号	平和行政区会館の指定管理者指定の件
日程第14	議案第7号	勢雄行政区会館の指定管理者指定の件
日程第15	議案第8号	昭和行政区会館の指定管理者指定の件
日程第16	議案第9号	更南行政区会館の指定管理者指定の件
日程第17	議案第10号	東栄行政区会館の指定管理者指定の件
日程第18	議案第11号	上更別南行政区会館の指定管理者指定の件
日程第19	議案第12号	香川行政区会館の指定管理者指定の件
日程第20	議案第13号	更生行政区会館の指定管理者指定の件
日程第21	議案第14号	協和行政区会館の指定管理者指定の件
日程第22	議案第15号	動産買い入れの件
日程第23	議案第16号	平成27年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
日程第24	議案第17号	平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件

#### 9 会議録署名議員の指定

議長は会議録署名の指定に次の2名を指名した。

3 高木 修一      4 織田 忠司

## 議 事 の 経 過

- 議 長 ただいまの出席議員は、8名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回更別村議会臨時会を開会をいたします。 (10時00分)  
村長より招集の挨拶があります。  
西山村長
- 村 長 本日ここに、平成28年第1回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。新たな年明けを迎えたところでありまして、昨年のですね、TPP大筋合意によりですね、日本の農業、地域経済、更別への農業へのですね、影響が懸念される所でございます。また昨年はですね、少子高齢化、人口減少に対応すべく、地方版の総合戦略を作成した所でもあります。昨今ですね、非常に厳しい財政状況の中ではありますけれども、地方創生、1億総活躍社会のですね、実現に向けて、一歩前へ施策を進めていくという決意でございます、その情勢を認識し、地域の皆さまとですね、協力を得ながらですね、地域住民、それとですね、行政が一体となって、村づくりにですね、取り組んでまいりたいということで考えております。本年の議員各位のですね、本年もですね、議員各位の皆さまのですね、ご指導とご協力をですね、切にお願いするものであります。本臨時会におきましては、福祉灯油及び寄付等に係るですね、補正予算、更別村税条例等及び国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分、本年3月までにですね、期限がまいります各行政区会館の指定管理についてですね、それと電話交換機等更新事業に伴う動産買い入れの件につきまして、ご審議をですね、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上、よろしくお願ひを申し上げ、開会にあたってのですね、ご挨拶といたします。
- 議 長 村長の挨拶が終わりました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、3番高木さん、4番織田さんを指名いたします。
- 議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
議会運営委員会に諮問をいたしました本臨時会の議事、運営等に関して、協議決定した内容について報告を求めます。  
高木議会運営委員長
- 議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、平成 28 年第 1 回更別村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 1 月 21 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。その結果、会期については、提出案件の状況等を考慮し検討した結果、本日 1 日とすることが適当であると認められました。以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

議 長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

日程第 3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりをいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

長

異議なしと認めます。

したがって、会期は 1 日と決定をしました。

議 長

長

日程第 4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配布をしておきましたから、ご了承を願います。

議 長

長

日程第 5、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

長

これで質疑を終わります。

議 長

長

日程第 6、承認第 1 号、更別村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

長

承認第 1 号、更別村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件であります。更別村税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 13 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。これは昨年 5 月 8 日開会の第 1 回議会臨時会におきまして、お認めいただきました一部改正条例につきま

して、未施行部分ですね、未施行部分ですけども、をさらに一部改正させていただいたものであります。次のページをお開きください。これは専決第4号、専決処分書の写であります。専決処分書、更別税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。1の理由といたしまして、更別村税条例等の一部を改正する条例において、平成28年1月1日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第2条第5項に規定する個人番号を、村税の減免申請書に記載することとしましたが、平成27年12月18日付け総務省自治局各課長連名通知「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」において、申告等主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について手続負担を軽減することが示され、村民税及び特別土地保有税の減免申請の記載事項において、個人番号が除かれることになりました。このことから緊急に条例改正をする必要が生じましたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。次のページをお開きください。税条例のですね、一部を改正する条例の一部を改正する条例、現行と改正後の対比表であります。改正部分はですね、下線の部分でありますけれども、村民税の減免、第51条第2項第1号の改正につきましては、昨年の改正で加えた条文であります。個人番号の部分ですね、今回削除するものであります。特別土地保有税の減免第139条の3、第2項第1号の改正につきましても、第51条と同様にですね、個人番号の部分削除するものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、ご提案を申し上げます、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)
- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
ありませんか。  
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから承認第1号、更別村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。  
本案は、承認することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。

議 長

したがって、承認第1号は、承認することに決定をしました。  
日程第7、承認第2号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

承認第2号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件であります。更別村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第33号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定にこれを報告し、承認を求めるものであります。これは昨年12月10日開会の第4回議会定例会におきまして、お認めいただきました一部条例改正につきまして、改正部分をさらに一部改正させていただくものであります。次ページをお開きください。専決第5号、専決処分書の写しであります。国民健康保険税条例につきましても、理由は専決第4号と同じでありますので省略し、お目通しをお願いいたします。続いて次ページをご覧ください。更別村健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、現行と改正後の対比表であります。改正部分は、下線を引いたところであります。国民健康保険税の減免、第16条の3、第2項、第1号の改正につきましても、個人番号の部分を削除するものであります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議 長

これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

ありませんか。

（原案賛成の声あり）

議 長

これで討論を終わります。  
これから承認第2号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。  
したがって、承認第2号は、承認することに決定をしました。

議 長 この際、関連がありますので、日程第8、議案第1号、更別行政区会館の指定管理者指定の件から、日程第21、議案第14号、協和行政区会館の指定管理者指定の件までの14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長 議案第1号、更別行政区会館の指定管理者指定の件であります。更別行政区会館の指定管理者を、次のとおり指定しようとするものであります。1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、施設の名称、更別行政区会館、所在地、更別村字更別南1線74番地4といたしまして、2、指定管理者となる団体の名称であります、更別区区长、九門勝二であります。3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものであります。理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。以下、議案第2の、続きの第2号から議案第14号まで、第1号議案と同様に各行政区会館について、指定管理者を指定するものであります。それぞれの議案内容については、省略をさせていただきたいというふうに思います。この件に関しましては、平成18年から指定管理者の指定を行っており、今までの実績から引き続き5年間指定し、管理をするものであります。資料の方をご覧くださいというふうに思います。臨時会議案資料1ページをご覧ください。1の公募概要でありますけれども、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の理由により、公募によらない指定管理者候補者とするものであります。2の候補者選定過程であります、(1)平成27年12月2日水曜日、指定申請書配布を行っております。(2)の受付期間であります、平成27年12月2日水曜日から平成28年1月6日水曜日まで、指定申請書の受付を行っております。(3)平成28年1月8日金曜日に、指定管理者選定委員会を開催いたしました。書類選定、審査を行ったところであります。3のですね、選定委員であります、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱で定めた委員により行っております。続いて次のページをお開きください。2ページです。4の評価方法であります、下記の項目により書類評価を行っております。それぞれ選定基準、審査事項、審査項目等となっておりますけれども、内容についてはですね、お目通しをお願いしたいというふうに思います。次のページ、3ページをご覧ください。5のですね、管理費用の比較であります、各候補者名、村の算定額、候補者の申請額を記載しております。基本といたしましてですね、維持管理費の年間12,000円、除雪費年間12,000円、浄化槽ブローアポンプ、トイレのパネルヒーター等の電気代を含めですね、65,000円を

措置しているところであります。1番から14番まで、各行政区候補者名、書いてありますけれども、4番、勢雄区においてはですね、トイレの規模がですね、他の行政区よりも大きいということですね、高くなっております。8番の昭和区においてはですね、他の行政区よりもですね、トイレの規模が小さいということですね、規模が、申請額っていうんですか、算定額が少なくなっております。6の最終審査であります、施設の維持管理及び維持管理に伴う収支の状況が適切であると認め、円滑かつ支障なく施設の管理運営を遂行できるものと判断し、選定委員会の総意により適当と判断したものであります。以上、ご提案説明申し上げ、ご審議方をですね、よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから議案第1号から議案第14号までの14件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 これで質疑を終わります。

これから議案第1号、更別行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第1号、更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、これから議案第2号、更別東行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第2号、更別東行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

これから議案第3号、南更別行政区会館の指定管理者指定の件に対

議	長	<p>する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第3号、南更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に、これから議案第4号、旭行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第4号、旭行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>これから議案第5号、北更別行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号、北更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第6号、平和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号、平和行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に議案第7号、勢雄行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号、勢雄行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第8号、昭和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第8号、昭和行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第9号、更南行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第9号、更南行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第10号、東栄行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p>

議	長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 10 号、東栄行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第 11 号、上更別南行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 11 号、上更別南行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第 12 号、香川行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 12 号、香川行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に議案第 13 号、更生行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 13 号、更生行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第 14 号、協和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 14 号、協和行政区会館の指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、10 時 45 分まで休憩といたします。(10 時 28 分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。(10 時 44 分)

日程第 22、議案第 15 号、動産買い入れの件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

議案第 15 号、動産買い入れの件であります。次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。内容であります。1、物品購入事業名、電話交換機等更新事業。2、納品場所、更別村字更別南 1 線 93 番地外。3、契約の方法、指名競争入札による落札。4、契約金額、金 11,448,000 円。5、契約の相手方、札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地、東日本電信電話株式会社、ビジネス&オフィス営業推進本部北海道法人営業部、北海道法人営業部長、酒井浩一。理由であります。財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年更別村条例第 7 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案資料の最後のページをご覧ください。指名業者ですね、7 社により平成 27 年 12 月 22 日に入札執行しており、仕様内容につきましては 3 番目に書いてあります。仕様内容、主装置 2 台、多機能電話機 109 台、メディアコンバーター 14 台、ほか給電 HUB、タワー型 UPS 等関連機器、指定数量及び指定容量のとおり。4 の納入期限につきましては、契約締結の日から平成 28 年 3 月 25 日までとなっております。以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議	長	<p>討論の発言を許します。          (原案賛成の声あり)          これで討論を終わります。          これから議案第 15 号、動産買い入れの件を採決をいたします。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。          したがって、本案は原案のとおり可決をされました。</p>
議	長	<p>日程第 23、議案第 16 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算 (第 5 号) の件を議題といたします。          提案理由の説明を求めます。</p>
村	長	<p style="text-align: center;">西山村長</p> <p>議案第 16 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算 (第 5 号) の件であります。平成 27 年度更別村の一般会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,733 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,956,346 千円とするものであります。第 2 項以下については、お目通し願います。それではですね、歳出の方からご説明申し上げます。歳出 8 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉費総務費であります。福祉灯油の助成事業に係る 1,538 千円の追加であります。今年度も低所得者等への支援として給付することといたしました。昨年度はどんぐり商品券での支給でありましたが、農協スタンドでの利用ができない等の課題もあったことから、灯油引換券若しくはどんぐり商品券のどちらかを選択できるようにし、また灯油もですね、1 リットルあたり 60 円前後で推移していることから、給付額 1 万 5 千円から 1 万円に内容を変更し、実施するものであります。続いて、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 診療所費でございます。診療施設勘定ですね、財源補てん分として、147 千円を繰り出すものであります。9 ページ、裏のページをご覧ください。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 の農業振興費でございます。12 月定例会におきましてですね、一般行政報告いたしましたよつば乳業よりですね、農業振興に関するですね、事業への寄付金としてですね、6,000 千円を追加するものであります。目 6 ふるさとプラザ費、ふるさと館のですね、複写機使用料、48 千円の追加であります。続いてですね、歳入の説明に移ります。7 ページをご覧ください。ページ数ふってないかと思えますけども、わかりますかね。歳入の次のページですね。款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、普通交付税でありますけれども、1,233 千円を追加するものであります。款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金、地域づくり総合交付金 500 千円の追加ですが、福祉灯油給付事業</p>

に対しての道からの交付金であります。款6 寄附金、項1 寄附金、目4 農林水産業費寄附金、歳出で説明申し上げましたよつば乳業からの寄付金 6,000 千円をですね、追加するものであります。以上ですね、ご提案説明申し上げまして、ご審議方をですね、よろしく、あ、3 ページ、すいません。3 ページ抜かしてましたね。ごめんなさい。申し訳ありません。3 ページのですね、第2表地方債補正であります。えーとですね、過疎対策事業債、起債の目的につきましてはですね、過疎対策事業債であります。限度額にですね、1,700 千円を追加し、補正前のですね 36,400 千円を、補正後 38,100 千円にですね、変更するものであります。以上、提案説明といたします。大変申し訳ありません。3 ページと4 ページのところですね、再度説明をさせていただきます。債務負担行為のところですけども、そこにありますとおりですね、各行政区のですね、管理費の委託料につきまして、そこに記載をしてあります。お目通し願いたいと思います。4 ページ、債務負担行為としてですね、会館のほかですね、1 番最後に道営畑地帯ですね、総合事業、整備事業としてですね、そこに金額を限度額として記載をさせていただいております。以上、ご提案申し上げますね、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

3 番 高木さん

3 番高木議員

補正予算の民生費、福祉灯油の関係ですが、これについては昨年度実施したものと、今年度また要綱の内容が変更ということもあり、様々なやり方についてはいろんな部分でまだ課題はたくさんあると思うんですが、これにつきましてはきっちりとした条例制定とか、そういうところまで、きっちり整備をした中で今後進めていくのか、その辺についてちょっとお答えいただければ、お願いします。

議 長  
村 長

西山村長

ちょっと説明不足で、大変申し訳ありませんでした。この福祉灯油につきましてはですね、12 月の定例会におきましてですね、高木議員様のほかですね、ご指摘がございまして、低所得者層にですね、対するですね、そういう部分も含めて、あるいはですね、電気代、電気、オール電化とかですね、電気を使用している世帯もあるということでご指摘がありました。検討させていただきましてですね、今回についてはです、今回、福祉灯油ですね、実際に実施するということで、金額等ですね、若干下がっておりますけれども、そういう形で低所得者層に向けたですね、あるいは電気代ですね、高止まりに対してですね、検討させていただきまして、今回ですね、補正に対して出しているということにさせていただきました。ただですね、きちんとした条例等のことにつきましてはですね、またそこまではちょっとまだ

検討しきれてない状況ですので、これにつきましてはですね、検討、しっかりと検討をしてですね、再度ですね、議会の方にですね、提案をさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長 ほか、ありませんか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員 関連ではないんですけど、この福祉灯油につきましてはの中身についてですね、要綱等の検討も含めてという高木議員の質問に対しまして、これからするというようなお話ですが、まずここまで至るですね、やはり根拠となるものが示されるべきだというふうに、私は思っております。そこで、確認させていただきませうけれど、何によってこの支給としたものか、説明お願いいたします。

議長 西山村長

村長 1点目はですね、灯油の価格等々のこともあったんですけども、1つはですね、オール電化とかですね、電気をですね、使っている世帯というものがあましてですね、その部分についてですね、やっぱり考慮をしなければいけないということが1つ目ですね。2つ目はですね、灯油のいろいろな部分もありますけれども、いわゆるですね、低所得者っていうんですか、生活困窮者の越冬っていうんですか、そういう観点からもですね、考えていく必要があるということですね、その辺をですね、勘案してですね、今回については支給をしていくというふうに考えてました。はい。以上です。

議長 6番 村瀬さん

6番村瀬議員 私は質問しているのは、そういう事情からではなくて、何に基づいてるっていう、その根拠とするところを聞いているんであって、たとえば要綱であるとか、条例であるとか、規則であるとかというような説明をお願いいたします。

議長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 今までもですね、福祉灯油等助成に関する要綱ということで、昨年までもやりました、やっております。今年もその要綱を改正して実施する、実施したいと思っております。以上です。

議長 6番 村瀬さん

6番村瀬議員 要綱を改正してから、ということになりますと、要綱が先なんでしょうか。補正予算が先なんでしょうか。

議長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 はい、何事にも予算がなければ、要綱等も改正させて、今回ですね、同日付という形で、補正予算が通った日に要綱改正を公布する予定でございます。以上です。

議長 6番 村瀬さん

6番村瀬議員 基準となるものが定まらないうちに、予算付をしてですね、もしこ

れが、これ質問とは違いますから、通る通らない話になったら別なんですけれど、規則でもあり、条例でもあり、何であり、決め事があるって支給金額が決まり、それが通ることによってですね、予算がされるというふうに、私は理解してるんですけど、その辺についてどうしてお考えでしょうか。

議 長  
村 長  
議 長

西山村長

今、村瀬議員さんの質問のとおり、そういうご指摘のとおりだというふうに思います。

ほか、関連ございませんか。

1番 安村さん

1番安村議員

関連質問ということですね、ただいま種々回答いただいているんですけども、福祉灯油の関係についてはですね、ここに手元にございますけれども、あくまでも要綱があって、それに基づいて実施するというので、明記されているわけですね。で、今の種々質問があったように、元々がですね、この要綱に基づく実施をするならば、1万5千円っていう形になると思うんですね。それが今1万円にしているという、その根拠を多分お聞きしているんですけども、正しい回答がまず得られていないっていう部分があると思うんですね。捉え方として。その点のご回答を明確にいただきたいなというふうに思ってますし、今、確かに灯油価格、オール電化も含めてということに要領は入ってます。で、低所得者向けという形の2つの要綱っていう説明を村長からありましたけども、これはあくまでも前段が低所得者向けであって、かつそれに付帯した灯油代だとか電気、電気料も含むって書いてありますので、それを含むっていう形でございますので、仮に今説明の強くあった、前段の、去年の回答の中で、灯油価格、灯油の福祉については、今のところ考えていない、ただしオール電化の住宅等もあるから、それらについては再考察して充分考慮させてくださいというご回答をいただいたところなんですけれども、逆にですね、低所得者向けっていう話になれば、今の質問にもありましたように、当然要綱的なものがなければ、それは実施できないっていう形になりますので、その見解っていいですか、その在り方論が今ちょっと交錯しているっていうか、なかなか説明の中で理解できない部分があると思うので、それらの部分の位置づけも含めてですね、2点目ですけども、それらについての考え方も少し、詳細についてご説明いただければというふうに思います。

議 長  
副 村 長

森副村長

最初ですね、福祉灯油の在り方についてはですね、当時80円台の前半位の金額で推移していたということですね、最初はやはり灯油を低所得者層に配布するというような考えでいたというふうに私は認識してます。昨年ですね、電気代の話が出まして、灯油代だけでなく

て当然その電気代についてはですね、今現在かなり高い金額で推移していることもあって、昨年ですか、その部分も加えたという経緯がございます。その電気代を加えた時点ですら、基本的には頭出しは灯油とか電気代とかってなってますけれども、基本的にはそれ以外のものもですね、低所得者層に対してはですね、低所得者だけではありませんけれども、その灯油代、電気代以外の部分にもですね、生活の支援をしていこうというふうに変ったのかなというふうには、自分は考えているところであります。以上です。

議長 私の方からちょっと確認をさせていただきますけども、今お二方の議員から質問があることは、先ほど安部保健福祉課長が答えられたように、予算が先に決めてから要綱を決めると課長が答えたんですけども、それが是か非かという質問だと理解をしています。福祉灯油の、低所得者に対する、それは支給がどうのこうのという話ではちょっとないと思ってるんですけど。違いますか。

西山村長

村長 議長ご指摘のとおりですね、予算というかですね、要綱が先であります。そこに基いて予算というふうを考えていくということは基本だというふうに思っております。はい。以上です。

議長 よろしいですか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員 村長のご答弁によりますと、やはり要綱が先だということですのでよろしいんですね。そうしますと、今回のね、補正予算につきましては、少し考えなきゃならないというようなことになろうかと思うんです。で、僕は先に聞いたのは、何によりますかっていう時の話として、はっきりとした更別村福祉灯油等助成に関する要綱によるという答弁をいただいてないものですから、ほかにあるのかなということも含めてお聞きしたんですけども、いかがでしょうか。

議長 西山村長

村長 すいません。申し訳ありません。福祉灯油の要綱に基づいております。そして提案をさせていただきます。以上でございます。

議長 よろしいですか。

6番 村瀬さん

6番村瀬議員 そうしますとですね、この要綱によるかなり差異があると思います。その説明がされないで、ここまで来るに至った経過等も含めてですね、説明願います。

議長 ほか、関連ございませんか。

5番 上田さん

5番上田議員 今いろいろと質問ありますけども、やはりちょっとですね、時間をおいて、意見というか、答弁調整も含めてですね、ちょっと時間を割いたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議 長 時間を割くということは、休憩を入れるということですか。  
(賛成の声あり)
- 議 長 ただいま5番上田さんから、休憩をするの動議が提出をされました。  
所定の賛成者がいますので、動議は成立をいたしました。  
したがって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。  
おはかりをいたします。  
本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、休憩することの動議は可決をされました。  
暫時休憩いたします。(11時06分)
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。(11時25分)  
質疑の発言を許します。  
1番 安村さん
- 1番安村議員 それでは休憩前のご質問の中で、ちょっと回りくどい、私言い方してしまっていて、回答いただいていない部分がありますので、今一度ちょっと確認も含めてですね、ご回答いただきたいというふうに思っています。村長の回答の中でですね、今般福祉灯油等の要綱に係る部分でいくというご説明がございまして、その中で私も質問したんですけども、それはあくまでも1万5千円のしほりがある中でいくという解釈を、私は自身してたんですけども、それを1万円にするという、逆に言えばその今の要綱と村長が1万円にしてるっていう部分の提案との、その理解がちょっとできないところでございますので、その点明確なご回答をいただければというふうに思っております。
- 議 長 安部保健福祉課長
- 保健福祉課長 昨年度の1万5千円というのがありまして、昨年度1万5千円で実勢単価が102円で、約150リットル分というふうに、相当ということで勘案しまして、今の実勢単価と掛けてですね、その補正予算の計上  
当時は63円だったんですけども、150リットル掛けると9,450円となるということで、切り上げて1万円ということにさせていただきました。以上です。
- 議 長 よろしいですか。  
6番 村瀬さん
- 6番村瀬議員 この拠り所にする今の要綱ですね、検討するという含めまして、かなりここだけでやっていくためには窮屈な部分があるんじゃないかなというふうに私は理解しております。そこで新たな要綱ができるかは別にしてですね、生活困窮者、低所得者向けにそういったことも含めてですね、今考えられている要綱等の要旨があれば、ご説明お願いいたします。
- 議 長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 基本的にはひとり親世帯、高齢者とかひとり親世帯、身体障害者の世帯ですとかの、市町村民税非課税世帯に給付するというので、今までと、その中身については今までの要綱とは変わっておりません。今般ですね、その額の改正とあと先ほども村長も説明しましたけども、灯油、昨年どんぐり商品券だけで行ったんですけども、農協のスタンドでは使えない、実際灯油使っている人は使えないということがありましたもので、灯油引換券またはどんぐり商品券という形で、要綱の改正案をもって今回提案させていただいております。以上です。

議 長 ほか、ございませんか。

2番 太田さん

2番太田議員 歳入の7ページの、今の福祉灯油の件の款14道支出金の地域づくり総合交付金、この500千円の根拠を教えてください。

議 長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 地域づくり総合交付金はですね、上限額がありまして、その2分の1ということで、1,000千円の2分の1、上限が、補助上限が500千円ということになっておりますので、その500千円を計上させていただいております。以上です。

議 長 よろしいですか。

2番 太田さん

2番太田議員 関連してなんですけども、このことは制約とか、そういったものは何かついているんですか。500千円、補助上限が、福祉灯油に関してのこの、何て言うんですか、福祉灯油に対しての制約がありますか。

議 長 安部保健福祉課長

保健福祉課長 地域づくり総合交付金にはいろいろなメニューがありまして、今般この低所得者世帯の灯油給付事業ということでのメニューの中にありますので、それ、今回の総合交付金には、その灯油支給という形でしか使えないということになっております。以上です。

議 長 質疑を終わらせてもらってよろしいですか。

(はい、の声あり)

議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

5番 上田さん

5番上田議員 申し訳ありません。あの別件なんですけども、今回ですね、職員の給与に関することについて、ちょっと質問させていただきたいんですが、今回の補正予算の中でですね、人事院勧告に基づいて、他町村も含めてですね、今、今回の臨時議会にかなりの町村が提案してきていると思うんですけども、うちは出ていないというようなことですね、これについて、いつ頃考えているのか、そしてまた、私がちょっと質問したいのはですね、例えばこの中にですね、フレックスタイムの拡充だとかっていう、今までになかった部分、そういったこともちょっと

議 長  
総務課長

と含まさった人勸だと思うんですね。そういったことも含めてですね、更別として、村としてですね、どのような考え方でいるのか、そしてまた、再任用制も含めてですね、うちは再任用の条例がありますけども、今まで1回もやった、提供されたことがない、そういったことも含めてですね、ちょっと方向性でよろしいですので、ちょっと答えていただきたいなと思います。

吉本総務課長

まず、27年人事院勧告に伴います給与改定でございますけども、今回の190国会でですね、国家公務員一般職の給与法、出されてまだ可決はされておられませんけども、ちょっと他の町村が臨時会に提案するっていう情報は得ておりませんが、組合の幹部との調整でですね、今月中に多分法律が可決されるんだと思っておりますけども、更別は総合的見直し、給与の総合的見直しですね、平均2.0%削減給与に切り替えておりません。管内更別含めて7町村が総合的見直しを行っていない実態にございまして、国の給料表と違う給料表で今、給与を支給しております。で、去年の俸給表の改定と勤勉手当0.1月分の改正につきましては、今後ですね、組合と交渉して、27年度の支給分と28年4月1日からの給料表の適用についてですね、今後組合との交渉に入る予定でございます。で、補正予算、条例改正案と補正予算は、定例会になる可能性もあつて、はっきりとした時期は言えませんが、そのような状態で進んでおります。フレックスタイム制それから再任用の取り扱いですね、去年の人事院勧告の中には、フレックスタイム、要は職員の自由な時間に1時間繰り上げるとか、1時間繰り下げだとかっていう勤務体制をとるようになっていくことになってございましてけども、この辺についてですね、去年いつだったかは覚えてませんが、課長会議でですね一度、人事院勧告こういうのが出てますっていうことで、一応議題として出してはおりますけども、それぞれ職場の規模等によりましてですね、うちにとって、やりやすいものなのか、効果があるものなのか、ちょっと検討はしてはおります。サマータイム制を実施してるところは、管内1カ所あるようには聞いてはおりますけども、それは効果がどのくらいなものかはちょっと把握してはございません。それと、再任用の関係なんですけども、2年毎にですね、2階建部分の年金の支給が1歳ずつ引き上げられていきます。今年度末退職ですと62歳支給、2年ごとに、最終的には36年4月1日までの方、失礼しました、36年4月2日以降までの方は、65歳支給というふうになっておまして、年金の空白期間が実際にここ数年の退職者、2年間の退職者の中でも、女性は60歳からですけども、男性は61歳から支給になっております。で、それをですね、解消するために、もうずいぶん前ですけど、十何年前にですね、再任用条例っていうのを可決させていただいたんですけども、当時のですね、議事録の中には、とりあえ

ず法律ができたんで、実施はするかどうかはわかんないけども、可決してほしいということで、可決した事例がございました。これどこの町村も同じなんですね。で、否決された町村もございました。で、今後ですね、年齢が引き上げられていきまして、無年金期間が増えていきます。無年金期間が長くなってきますんで、それもですね、今後検討の段階でございまして、過去には

議 長  
総務課長

ほかのではなく更別で。

ああ、すいません。検討をしていくということでございます。以上でございます。

議 長

これで、申し訳ない、質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号、平成 27 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議 長

日程第 24、議案第 17 号、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

議案第 17 号、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件であります。平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによります。第 1 条、歳入歳出予算の補正、第 1 条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,847 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 358,397 千円とするものであります。第 2 項以下については、お目通しをお願いします。歳出から説明をさせていただきます。7 ページをご覧ください。7 ページですが、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、国保診療所の改修としてですね、15 の工事請負費、1,847 千円を追加するものであります。病室に送るですね、酸素供給設備がですね、老朽化しておりまして、故障等が多くあります。交換部品の確保も難しいことから、設備を更新するものであります。続いて 6 ページをご覧ください。6 ページ、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。一般会計より先ほど説明しました工事費の一般財源分 147 千円を追加するものであります。7 村債、款 7

村債、項1村債、目1過疎対策事業債、先ほど説明しました工事費の財源として、過疎債1,700千円を追加するものであります。続いて3ページをお願いいたします。過疎対策事業債ということで、起債の目的につきましては、過疎対策事業債であります。限度額に1,700千円を追加し、補正前36,400千円をですね、補正後38,100千円に変更するものであります。以上、ご説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。これから本案に対する討論を行います。討論の発言を許します。

ありませんか。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第17号、平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議 長 以上をもって、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成28年第1回更別村議会臨時会を閉会をいたします。

(11時25分)